

## 第8章 施行前準備について

### I 支給決定等の手続きを行うために必要な事項

市町村は、平成15年4月1日の施行の前に、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定等の手続きを行うことができ、当該手続きを円滑に行うために、関係法令に基づき、次に掲げる市町村が行う事項について規則等で定める必要がある（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（以下「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第27条）。

#### 1 市町村において定める基準

市町村長は、次に掲げる基準を定めなければならない。

- (1) 居宅生活支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）（身障法第17条の4第2項第1号、知障法第15条の5第2項第1号及び児福法第21条の10第2項第1号）  
\* 特例居宅生活支援費の場合についても準用（身障法第17条の6第2項、知障法第15条の7第2項及び児福法第21条の12第2項）
- (2) 居宅支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）（身障法第17条の4第2項第2号、知障法第15条の5第2項第2号及び児福法第21条の10第2項第2号）  
\* 特例居宅生活支援費の場合についても準用（身障法第17条の6第2項、知障法第15条の7第2項及び児福法第21条の12第2項）
- (3) 施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）（身障法第17条の10第2項第1号及び知障法第15条の11第2項第1号）
- (4) 施設支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）（身障法第17条の10第2項第2号及び知障法第15条の11第2項第2号）
- (5) 旧措置入所者の施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）（社会福祉事業法等改正法附則第12条第2項第1号及び第18条第2項第1号）
- (6) 旧措置入所者の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲

内)（社会福祉事業法等改正法附則第12条第2項第2号及び第18条第2項第2号）

## 2 市町村において定める過料

市町村は、条例で、支給量変更決定の際の居宅受給者証の提出若しくは居宅支給決定取消しの際の居宅受給者証の返還又は障害程度区分変更決定の際の施設受給者証の提出若しくは施設支給決定取消しの際の施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる（身障法第48条の2、知障法第32条、児福法第62条の3（ただし、居宅受給者証の提出又は返還に係るものに限る））。

## II 基準該当居宅支援事業者に関する取扱い

特例居宅生活支援費の支給の対象となるような基準該当居宅支援事業者については、都道府県知事の指定が行われないため、当該事業者として満たすべき要件の判断（認定）を各市町村において個別に行うことになる（身障法に基づく指定居宅支援等基準第40条から第44条まで及び第60条から第63条まで、知障法に基づく指定居宅支援等基準第40条から第44条まで及び第60条から第63条まで、児福法に基づく指定居宅支援等基準第40条から第44条まで及び第60条から第63条まで）。

## III 現行制度利用者の支援費制度に関する経過措置

### 1 社会福祉事業法等改正法に基づく経過措置

改正前の身障法（以下「旧身障法」という。）第18条第4項第3号又は改正前の知障法（以下「旧知障法」という。）第16条第1項第2号の規定により、身体障害者又は知的障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等又は知的障害者更生施設等は、社会福祉事業法等改正法の規定により指定施設とみなされる（以下「特定身体障害者更生施設等」又は「特定知的障害者更生施設等」という。）ことから、当該施設に入所している旧身障法第18条第4項第3号又は旧知障法第16条第1項第2号の措置に係る者（以下「旧措置入所者」という。）については、平成15年4月1日から起算して一年間に限り、施設訓練等支援費の支給決定を受けた者とみなされ、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、施設訓練等支援費を支給することができる（社会福祉事業法等改正法附則第11条及び第12条並びに第1

7条及び第18条)。

したがって、市町村は、これらの入所者に対して、平成15年4月1日から一年の間に当該入所者の施設訓練等支援費の支給決定に関する手続きを行えば良いことになる。

なお、経過措置の対象者は次のとおりである。

(1) 市町村が旧身障法の規定に基づいて措置している身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設の入所者

(2) 市及び福祉事務所を設置している町村が旧知障法の規定に基づいて措置している知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者

## 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令に基づく経過措置

(1) 心身障害者福祉協会法第17条第1項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設(以下「福祉施設」という。)に入所している旧知障法第16条第1項第2号の措置に係る者(以下「福祉施設旧措置入所者」という。)については、平成15年4月1日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き福祉施設に入所している間は、施設訓練等支援費の支給決定を受けた者とみなされ、当該福祉施設旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、施設訓練等支援費を支給することができる(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第4条第1項)。

(2) 旧知障法第16条第1項の規定により都道府県が同項第2号の措置をとった旧措置入所者又は福祉施設旧措置入所者については、平成15年4月1日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定知的障害者更生施設等に入所している間又は同日以後引き続き福祉施設に入所している間は、当該者の現在地の市町村により施設訓練等支援費の支給決定を受けた者とみなされ、当該市町村は、施設訓練等支援費を支給することができる(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第4条第2項)。

## IV 留意事項

1 旧身障法、旧知障法又は旧児福法の規定に基づいて措置されている者のうち、

次の者については経過措置がないことから、平成15年4月1日以降もサービスの利用を継続するためには、同日までに支給決定を行う必要があり、市町村は、支給決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

- ・ 居宅サービス（居宅介護、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助（グループホーム））の利用者
- 2 市町村においては、支給決定事務が短期間に集中し、事務処理に支障を来たすことのないよう、例えば、支給決定を行う時期を施設ごとに定めた計画を都道府県が作成し、市町村がその計画に従った申請を勧奨するなど、円滑な事務処理のための工夫をする必要がある。

## V 支給申請受付と支給決定の開始時期

支給申請受付と支給決定の開始時期については、平成14年度第Ⅲ四半期を目安とする。

しかし、各市町村の事務量や支援費制度の対象となり得る者の数等を勘案して、支援費制度の施行に支障のない適切な事務処理が平成15年4月1日から行えるよう、各市町村の判断で支給申請受付と支給決定の具体的な開始時期を設定する必要がある。